

15 - E009

EC普及・高度化に関する調査研究

「電子商取引等に関する準則」 改訂検討報告書

平成16年3月

財団法人日本情報処理開発協会
電子商取引推進センター



協力：電子商取引推進協議会



この報告書は、（財）日本情報処理開発協会電子商取引推進センターが競輪の補助金を受けて、電子商取引推進協議会（ECOM）の協力を得て実施した事業の成果を取りまとめたものです。

はじめに

電子商取引推進協議会（以下 ECOM と略）が EC に関する法的問題に携わるようになって 3 年目を迎えた。その間、経済産業省では EC 関連法律の解釈指針となる「電子商取引等に関する準則」の初版公表と 2 度の改訂を重ね、安心・安全な電子商取引市場の育成と事業予見性の向上に努めてきた。

ECOM では従来から会員企業の参加と有識者の協力を得て、産業界としての意見書を取りまとめ、準則策定・改訂の材料を提供してきたが経済産業省からの要請もあって今年はさらに一步踏み込み準則そのものの草稿づくりを担うこととした。そのために EC 分野で知見・経験の豊かな弁護士の方々に改訂版の分担起草を依頼、昨年 7 月より執筆メンバ・経済産業省と ECOM が一丸となって追加論点の抽出と現状把握、関連事業者へのヒアリング、草稿の執筆、SWG メンバからの意見聴取等を行ってきた。また集約の段階では法的問題 SWG 立上げ当初より座長をお引き受け戴いている一橋大学大学院 松本恒雄教授にも加わっていただき全体のとりまとめを行った。本ドラフトは産業構造審議会情報経済分科会・ルール整備小委員会の審議を経てパブリック・コメント募集の段階にあり、さほど遠くない時期に 3 度目の改訂につながるものと考えている。

この間日常業務の繁忙にもかかわらず改訂案の執筆と取り纏めに精力的に取り組んでいただいた

一橋大学大学院 松本恒雄教授
服部法律事務所 稲益みつこ弁護士
辻巻総合法律事務所 辻巻健太弁護士
オリック東京法律事務所 土井悦生弁護士
英知法律事務所 森亮二弁護士

の 5 氏に厚く感謝を申し上げる次第である。

本活動の成果が準則改訂と EC 現場での浸透を通じて安心、安全な EC 市場の発展に寄与できることを切に願うものである。

平成 16 年 3 月

財団法人日本情報処理開発協会
電子商取引推進センター
電子商取引推進協議会

目次

はじめに

1. 「電子商取引等に関する準則」改訂検討ステップ	1
1.1 「準則執筆タスクフォース」の編成と活動経過	1
1.1.1 執筆 TF の活動状況	1
1.1.2 法的問題 SWG と準則執筆 TF との連携活動状況	2
2. 「電子商取引等に関する準則」改訂案の概要	3
2.1 オンライン取引	3
2.2 情報財取引	5
2.3 改訂版全体構成イメージと改正部分	6
3. 今回の改訂内容	8
3.1 ウェブサイトの利用規約の有効性	8
3.2 なりすましを生じた場合の認証機関の責任	15
3.3 管轄合意条項の有効性	19
3.4 仲裁合意条項の有効性	20
3.5 インターネット・オークション	21
3.6 オークション事業者の利用者に対する責任	22
3.7 オークション利用者（出品者・落札者）間の法的関係	26
3.8 インターネット・オークションにおける売買契約の成立時期	31
3.9 「ノークレーム・ノーリターン」特約の効力	33
3.10 インターネット・オークションと特定商取引法	35
3.11 インターネット・オークションと電子契約法	37
3.12 インターネット・オークションと古物営業法	38
3.13 ベンダーが負うプログラムの担保責任	40
3.14 eラーニングにおける法的責任	48
4. 終わりに	53
4.1 準則ドラフト執筆タスクフォース・メンバ	54
4.2 平成 15 年度法的問題 SWG 委員名簿	55

1. 「電子商取引等に関する準則」改訂検討ステップ

1.1 「準則執筆タスクフォース」の編成と活動経過

序言でも触れたように経済産業省(以下 METI と略)では電子商取引の着実な普及と成長を促す一助として、EC にかかわる法的解釈指針となる「電子商取引等に関する準則」(以下準則と略)を公表してきたが、当電子商取引推進協議会(以下 ECOM と略)は産業界の代弁者として平成 14 年 3 月の初版公表時より意見書の提出を行ってきた。今年度は METI からの要請もあってさらに一歩踏み込み準則そのものの起草に直接関わることとし、法的問題 SWG の中に専門の組織となる準則執筆 TF (以下準則執筆 TF と略)を立ち上げた。

準則執筆 TF は EC ビジネスに精通した弁護士、学識経験者を中心に組成、METI、ECOM が事務局を努める型でスタートした(準則ドラフト執筆 TF のメンバは SWG メンバと併せて巻末に記載)。具体的な活動スケジュールは以下の通りであるが定例的な会合とネットを活用した情報交換のみならず、随時事業者団体、個々の事業者、消費者保護団体等へのヒアリングを行い取引実態の正確な把握に意を尽くした。

1.1.1 執筆 TF の活動状況

- | | |
|---------------------|--|
| 平成 15 年 7 月 22 日(火) | 第 1 回 TF 会議 |
| | ・メンバ顔合わせ |
| | ・大まかな執筆分担決定 |
| 9 月 9 日(火) | 第 2 回 TF 会議 |
| | ・論点案の持ち寄りと整理 |
| | ・相互意見交換 |
| 10 月 16 日(木) | 第 3 回 TF 会議 |
| | ・執筆進捗状況説明 |
| | ・相互意見交換 |
| 12 月 12 日(金) | 第 4 回 TF 会議 |
| | ・オークション分野のドラフトについて検討 |
| | ・事業者団体との調整について検討 |
| 平成 16 年 2 月 25 日(水) | 第 5 回 TF 会議 |
| | ・準則執筆状況確認 |
| | ・相互意見交換 |
| 3 月 1 日(月) | 産構審情報経済分科会ルール整備小委員会にて
改訂版ドラフトを提示・説明 |

1.1.2 法的問題 SWG と準則執筆 TF との連携活動状況

ECOM 会員企業の法務スタッフ、EC 実務者等からなる法的問題 SWG は準則執筆 TF の親組織となるが今作業期間中節目ごとに情報交換を行い、連携を図ってきた。

- 8月7日(木) 第1回 SWG 会議にて
改訂・追加論点募集
- 平成16年1月30日(金) ドラフト案について SWG メンバからの
意見募集開始
- 3月25日(木) 第2回 SWG 会議にて
パブリック・コメント案の説明と意見交換(予定)

2. 「電子商取引等に関する準則」改訂案の概要

今回の改訂内容の項目と概要を以下に整理する。

改訂内容は

- ・新規追加論点
- ・現行論点の部分修正
- ・現行論点の全面改訂

に大別されるがここでは現行準則の構成を尊重した配列を採用した。

2.1 オンライン取引

	項 目	概 要
1	ウェブサイトの利用規約の有効性 (新規追加論点)	電子商取引の取引条件はサイトに掲載される利用規約で規定されることが一般的であるがその法的拘束力と有効(または無効)とする要件について指針を示した。
2	なりすましを生じた場合の認証機関の責任 (現行論点の部分修正)	(証明書の検証者に対する認証機関の損害賠償責任を限定する) 免責条項の有効性については検証者・認証機関間が契約関係にあるかどうかの問題になるがその成立が認められない例を加筆した。
3	管轄合意条項の有効性 (現行論点の部分修正)	(現在国会に提出されている) 管轄合意を電磁的記録によっても認める旨の民事訴訟法の改正法案を紹介した。
4	仲裁合意の有効性 (新規追加論点)	平成16年3月に施行された仲裁法において仲裁合意はオンライン上で電磁的記録によってなされた場合も有効とみなされる旨を記載した。
5	インターネット・オークション前文 (現行論点の全面改訂)	オークション事業の発展とともに事業者が個々の取引に関与するケースが増えてきており法律問題も多様化している現況を導入部として紹介した。
6	オークション事業者の利用者に対する責任 (現行論点の全面改訂)	さまざまなオークション・システムが生まれている中でオークション事業者が単なる仲介システムの提供を越えて実質的に取引に関与する(代行出品、特定出品者・出品物の推奨など)場合は利用者に対し責任を負う可能性があることを加筆した。
7	オークション利用者(出品者・落札者)間の法的関係 (現行論点の全面改訂)	売り手と買い手の間で商品に対する認識に食い違いがあった場合どんな措置が考えられるかについて具体例を引用し内容を加筆した。
8	インターネット・オークションにおける売買契約の成立時期 (新規追加論点)	インターネット・オークションにはさまざまな類型があるためその契約成立時期は一概に断定できないとの見解を示した上で、落札時に契約が成立すると解される例、そうでないと解される例を提示した。

9	「ノークレーム・ノーリターン」特約の効力 (新規追加論点)	売り手が買い手に対し一切のクレームを受け付けず、返品も受け付けない旨の合意を求めるいわゆる「ノークレーム・ノーリターン」特約について有効となる例、無効となる例を提示した。
10	インターネット・オークションと特定商取引法 (現行論点の部分修正)	一般にオークションでは出品時に価格は明示されていないが売買契約成立までに明確なルールにより価格決定がなされる仕組みが存在する場合にはその仕組みが明示されていれば特定商取引法上の表示義務を満たす旨の解釈を付記した。
11	インターネット・オークションと電子契約法 (現行論点の部分修正)	オークションにはさまざまなビジネスモデルが生まれているため売買契約の成立時期についても(限定的な表現は避け)一般的な表現に留めた。
12	インターネット・オークションと古物営業法 (現行論点の部分修正)	古物営業法改正の施行に伴い、公布スケジュールに基づく記載を施行スケジュールに基づく記載に改めた。

2.2 情報財取引

	項 目	概 要
1	ベンダが負うプログラムの担保責任 (現行論点の部分修正)	ユーザは瑕疵を有するベンダに対し、まず該当バグの修補または代物の請求を行い、それが遅滞なく履行されない場合に損害賠償または契約解除が可能とした現行内容について、必ずしも修補または代物請求がなくとも損害賠償、契約解除請求が行えらした。従来は、プログラムの特性からベンダの責任は他の財の場合とは異なるべき、との解釈を提示していたが、準則の役割が裁判所の判断を予測して事業者のリスク評価を可能とすることにあることから、現時点での法解釈を中心とした記載(プログラムも他の財と同じ)に変更した。
2	e ラーニングにおける法的責任 (新規追加論点)	インターネットを利用した遠隔教育のベンダは著作権や個人情報保護についてどのような法的責任を負うかについて指針を提示した。

2.3 改訂版全体構成イメージと改訂部分

今回の改訂部分を現行版の目次と重ね合わせ、全体を俯瞰すると以下の通りとなる。

青色太字部分が新規追加論点、青色細字部分が原稿論点の部分修正または全面修正項目をあらわす。

ちなみに現行「準則」については経済産業省ホームページの下記アドレスを参照していただきたい。

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/ec/e30613aj.html

第1．オンライン取引

1．契約手法に関する問題

- (1) 契約の成立時期（電子承諾通知の到達）
- (2) **ウェブサイトの利用規約の有効性**
- (3) なりすましによる意思表示の当事者でない者への効果帰属
- (4) なりすましを生じた場合の認証機関の責任
- (5) 未成年者による意思表示
- (6) **管轄合意条項の有効性**
- (7) **仲裁合意の有効性**

2．新たな取引の発展に伴う問題

- (1) 電子商店街（サイバーモール）運営者の責任
- (2) **インターネット オークション**
 - ア) **オークション事業者の利用者に対する責任**
 - イ) **オークション利用者（出品者・落札者）間の法的関係**
 - ウ) **インターネット オークションにおける売買契約の成立時期**
 - エ) **「ノークレーム ノーリターン」特約の効力**
 - オ) **インターネット・オークションと特定商取引法**
 - カ) **インターネット・オークションと景品表示法**
 - キ) **インターネット・オークションと電子契約法**
 - ク) **インターネット・オークションと古物営業法**
- (3) **インターネット上で行われる懸賞企画の取扱い**

3．消費者保護

- (1) **消費者の操作ミスによる錯誤**
- (2) **インターネット通販における分かりやすい申込画面の設定義務**
- (3) **ウェブ上の広告表示の適正化**
 - ア) **景品表示法による規制**
 - イ) **特定商取引法による規制**

第2．情報財取引

1．ライセンス契約

- (1) 契約の成立とユーザーの返品可否
 - ア) 情報財が媒体を介して提供される場合
 - イ) 情報財がオンラインで提供される場合
- (2) 重要事項不提供の効果
- (3) 契約中の不当条項
- (4) 契約終了時におけるユーザーが負う義務の内容
- (5) 契約終了の担保措置の効力
- (6) ベンダーが負うプログラムの担保責任
- (7) ユーザーの知的財産権譲受人への対抗

2．知的財産

- (1) PtoP ファイル交換ソフトの利用及び PtoP ファイル交換サービスの提供
- (2) ドメイン名の不正取得等
- (3) インターネット上への商品情報の掲示と商標権侵害
- (4) ID・パスワード等のインターネット上での提供
- (5) データベースから取り出した情報・データの扱い
- (6) eラーニングにおける法的責任

3. 今回の改訂内容

以下に今回の改訂内容全文を記載する。なお、今回の作業で現行準則の一部のみ修正した項目については修正箇所を明確にするため更新履歴を表示する形式を採用した。

3.1 ウェブサイトの利用規約の有効性

【論点】

インターネット通販、インターネット・オークション、インターネットバンキングなど様々なインターネット取引を行うウェブサイトには、利用規約、利用条件、利用契約等の取引条件を記載した文書（以下総称して「サイト利用規約」という）が掲載されていることが一般的であるが、サイト利用規約は利用者に対して法的な拘束力を持つのか。

【考え方】

物品の販売やサービスの提供などの取引を目的とするウェブサイトについては、利用者がサイト利用規約に同意の上で取引を申し込んだのであれば、サイト利用規約の内容は利用者とサイト運営者との間の取引契約の内容に組み込まれることにより拘束力を持つ。

（サイト利用規約が契約条件に組み込まれると認められる場合）

- ・ウェブサイトで行う取引の際に必ずサイト利用規約が明瞭に表示され、かつ取引実行の条件としてサイト利用規約への同意クリックが必要とされている場合

（サイト利用規約が契約条件に組み込まれるか否かに疑問が残る場合）

- ・ウェブサイト中の利用者が必ず気が付くであろう場所にサイト利用規約が掲載されている（例えば取引の申込み画面にサイト利用規約へのリンクが目立つ形で張られているなど）が、サイト利用規約への同意クリックまでは要求されていない場合

（サイト利用規約が契約条件に組み込まれないであろう場合）

- ・ウェブサイト中の目立たない場所にサイト利用規約が掲載されているだけで、ウェブサイトの利用につきサイト利用規約への同意クリックも要求されていない場合

サイト利用規約が変更された場合には、変更後のサイト利用規約は変更後の取引についてのみ適用され、過去の取引については変更前のサイト利用規約が適用される。また、変更前からのサイト利用者に対してサイト利用規約の変更の有効性を主張するためには、サイト利用者に分かりやすい方法でサイト利用規約の変更の事実と変更箇所を告知した上で、変更後のサイト利用規約につきサイト利用者の同意を得ることが必要であろう。

サイト利用規約の内容が利用者とサイト運営者の間の契約条件に組み込まれていると認定できる場合でも、消費者契約法8条、9条などの強行法規に抵触する場合には、その限度でサイ

ト利用規約の効力が否定される。また、具体的な法規に違反しないとしても、サイト利用規約中の利用者の通常予想に反するような不当条項については、普通取引約款の内容の規制についての判例理論や消費者契約法が消費者の利益を一方的に害する条項を無効としている趣旨等にかんがみ無効とされる可能性がある。

【説明】

(1) 問題の所在

インターネット通販、インターネットバンキングなどのオンライン金融サービス、インターネット・オークションなどの様々なインターネットを通じた消費者向けのインターネット取引のサイトには、利用規約、利用条件、利用契約等の取引条件を記載した文書（以下総称して「サイト利用規約」という）が掲載されている。サイト利用規約の利用者に対する提示方法は、ウェブのトップページから単にリンクされている場合もあれば、取引の申込みの際にサイト利用規約が表示され利用者に同意クリックを要求する場合もあるなど、サイトによって様々である。インターネットを通じた消費者取引については契約書を取り交わした上で行うことはまれであり、事業者はサイト利用規約を前提として消費者と取引を行うことが一般的である。そこで、どのような場合にサイト利用規約が消費者に対して法的拘束力を持つのが問題となる。

(2) サイト利用規約が利用者とサイト運営者の間の契約として認められる要件

取引その他の契約関係の存在

サイト利用規約が法的拘束力を持つ根拠は、サイト利用規約が利用者とサイト運営者の間の契約の一部に組み込まれることである。したがって、サイト利用規約が法的効力を有する前提としては、利用者とサイト運営者の間に何らかの契約関係が認められることが必要である。契約関係の基礎となる取引としては売買取引（インターネット通販など）が最も典型的であるが、インターネットを通じた有償の情報サービスやインターネット・オークションなど各種のサービス提供取引も契約関係を発生させると考えられる。

ソフトウェアや音楽など情報財のダウンロード販売についての、当該情報財の利用規約（エンドユーザー・ライセンス条件）の拘束力についても、ウェブサイト自体のサイト利用規約に準じて考えることができる。

なお、利用者とサイト運営者の間に契約関係が存在しない場合にはサイト利用規約は契約としての拘束力は持ち得ないが、その場合であっても、サイト運営者の不法行為責任の有無及び範囲を判断する上で、サイト利用規約の記載内容が斟酌される場合もある。

利用者がサイト利用規約に同意の上で取引の申込みを行っていること

サイト利用規約が契約として効力を有するためには、利用者がサイト利用規約の条件にしたがって取引を行う意思をもってサイト運営者に対して取引を申し入れたことが必要である。したがって、サイト利用規約の存在を知らないままウェブサイトを利用した場合には、利用者はサイト利用規約には拘束されない。

運送約款などの普通契約約款に関する過去の判例（例えば航空運送約款に関する大阪高判昭和40年6月29日・下級民集16巻6号1154頁、自動車運送約款に関する京都地判昭和30年11月25日・下級民集6巻11号2457頁など）は、約款を顧客に開示（掲示など）することを約款に法的拘束力を認めるための要件として要求しているが、運送契約などについては約款による取引の商慣行が存在することを理由として、約款が適切に開示されていれば、必ずしも顧客からの約款への同意の意思表示がなくても旅客運送や貨物輸送などの取引に関する契約に当該約款の内容が組み込まれることを認めている。したがって、日本法のもとでは、ウェブサイトのサイト利用規約についても、利用者に分かりやすくサイト利用規約が開示されていれば、サイト利用規約への同意のクリック等がなくても、オンライン契約にサイト利用規約の内容が組み込まれていると認められる可能性も否定できない。

しかし、インターネット取引はまだ新しい取引形態であり、現時点でウェブサイトに掲載されたサイト利用規約に従って取引を行う商慣行が成立しているとは断定できない。また、インターネット先進国である米国の裁判例（Ticketmaster Corp v. Tickets.com Inc. (C.D.Ca., March 27, 2000)、Specht v. Netscape Communications Corp. 150 F. Supp. 2d 585 (S.D.N.Y., July 5, 2001), aff'd. 306 F.3d 17 (2d Cir., Oct. 1, 2002)など）には、サイト利用規約がサイト上に掲載されていたことだけでは取引を申し込んだ利用者がサイト利用規約に同意していたことは認定できないとして、サイト利用規約の記載が契約条件に組み込まれるための要件として「サイト利用規約への同意をクリックしないと取引ができない仕組み」などサイト利用規約への利用者の同意を確認できる仕組みを要求しているものがある。

よって、サイト利用規約への同意クリックなど利用者からのサイト利用規約への同意の意思表示が確認されない限り取引が実施されない仕組みが構築されていない場合には、サイト利用規約に法的効力が認められない可能性が残る。

長文難読なサイト利用規約の有効性

消費者契約法3条1項は、事業者に対して消費者との契約が「明確かつ平易なもの」となるように配慮する努力義務を課している。この規定はあくまで「努力義務」を定めたものであるし、取引内容や条件が複雑である場合には、サイト利用規約が長文で複雑なもの

となることは避け難い面があり、単に規約の文章が長すぎたり複雑であることを理由として直ちにサイト利用規約の効力が否定されることはない。しかし、長文難読な表現が使われることにより利用者に不利益な条項が隠蔽されてしまい、消費者にとって容易に理解できなくなっている場合には、信義誠実の原則や消費者契約法の規定の趣旨から、このような「長文難読な表現によって隠蔽された」不利益条項の効力は否定される可能性がある。

(3) サイト利用規約の変更とその効力

サイト利用規約には、インターネット通販のサイト利用規約のように、単発の取引についての条件を定めるものと、インターネットバンキングやインターネット・オークションのように特定の利用者（メンバーや会員）との継続的な取引条件を定めるものがあるので、それぞれにつき検討する。

単発の取引についての条件を定めるサイト利用規約の変更

上述のように、サイト利用規約は、それ自体に当然に法的拘束力があるわけではなく、利用者とサイト運営者との間の取引の契約条件に組み込まれることによって初めて法的拘束力を獲得する。したがって、サイト利用規約が変更されたとしても、それ以前に合意が成立した取引に変更されたサイト利用規約が遡及的に適用されることはなく、あくまでも変更をウェブサイトに掲載して以降に当該ウェブサイトを通じて合意される取引にのみ変更後のサイト利用規約が適用されることになる。

また、サイト利用規約の変更の事実を利用者に周知していない場合には、過去にも同一サイトを利用している利用者は、従前のサイト利用規約の内容を前提にして取引を申し込むことが予想される。したがって、サイト利用規約の変更の事実を適切な方法（例えば、トップページで変更を適切な予告期間を設けて告知しかつ変更履歴を閲覧できるようにサイトに掲載するなど）でサイト利用者に周知するようにしていない場合には、サイト利用規約の変更を知らなかった利用者に対する関係で、契約内容の錯誤や信義則などにより、変更後の条件（特に変更前よりも利用者に不利となる条件）の拘束力に疑義が生じる可能性がある。

継続的な取引についての条件を定めるサイト利用規約の変更

上述のように、サイト利用規約は、利用者とサイト運営者との間の取引契約の内容に組み込まれることで契約としての法的拘束力を有するものと考えられる。いったん成立した契約は当事者の合意によらない限り変更できないのが原則である。したがって、継続的な取引についての条件を定めるサイト利用規約の変更は、既に従前のサイト利用規約の条件に基づき契約関係にある既存のサイト利用者に対する関係では当然に法的効力を有するものではない。事業者が既存のサイト利用者に変更後のサイト利用規約を適用するためには、

サイト利用者に対してサイト利用規約の変更箇所を分かりやすく告知した上で、利用条件の変更に対するサイト利用者側の同意（又は変更後のサイト利用規約に基づき取引を行うことへの同意）を得ることが必要である。また、従来のサイト利用規約の条件にて継続的な取引契約が成立している以上、サイト利用規約の変更に同意しない既存のサイト利用者に対する関係では、事業者側は原則として変更前のサイト利用規約に定める条件に拘束されることになる。

なお、サイト利用者が変更後のサイト利用規約の条件を過去の取引にも遡及的に適用することに明示的に同意しているなどの特段の事情がない限り、サイト利用規約の変更にサイト利用者が同意している場合であっても、変更後のサイト利用規約は変更の効力発生後の個別取引に対してのみ適用される。

サイト利用規約が変更されている場合の取引時点での記載内容の立証

適用されるべきサイト利用規約の記載内容につき万が一利用者と紛争が生じた場合には、取引時点のサイト利用規約の内容やその変更時期などについてはサイト運営者が立証すべきであるとされる可能性が高い。その理由としては、サイト運営者側はサイト利用規約を含めたサイト上の情報を作成しサーバー等で管理しておりサイト利用規約の変更履歴等を保存することが容易な立場にあること、及び通常の書面ベースの契約と異なり電子消費者契約では利用者側にサイト利用規約の内容の証拠となる電磁的記録が残らない仕組みが一般的であることが挙げられる。特に、サイト運営者の側から、サイト利用規約中のある条項の適用を求める場合には、当該条項が取引の合意がなされた時点で存在していたことはサイト運営者に全面的に立証責任がある。また、利用者側が具体的な証拠なしに過去のサイト利用規約には自己に有利な条項が含まれていた旨を主張する場合であっても、利用者の手元には紙ベースの取引における契約書のような証拠が残されていないのが通例であることを考慮すれば、利用者側の主張する条項の内容が合理的なものであり、かつ本来サイト利用規約の内容と変更履歴を容易に提示できるはずのサイト運営者側が適切な反証を提出できない場合には、利用者側の主張が真実と認定される可能性が高い。サイト運営者が過去のサイト利用規約の内容を立証するためには、最低限変更履歴の保存が必要である。しかし、これだけではサイト運営者側による変更履歴改ざんの疑いを払拭できない。変更履歴の改ざんがないことを立証するための手段としては、例えばサイト利用規約の変更の都度、いわゆるタイムスタンプサービス（電子文書がある一定日時に存在していたことと内容に改ざんがないことの証明を行うサービス）を利用するという方法が考えられる。

(4) 消費者契約法等による内容規制

サイト利用規約は契約であるから、強行法規に違反する場合や公序良俗に反する場合には、その限度でサイト利用規約は無効とされる。B2C 電子商取引との関係で最も重要な強行法規は消費者契約法であることから、以下その内容を説明する。

事業者の責任を制限する条項に対する規制

消費者契約法第8条は、事業者の消費者に対する債務不履行責任、不法行為責任、瑕疵担保責任等の損害賠償責任を全面的に免責する条項を無効としている。

これに対して、責任の一部制限（例えば上限の設定など）は消費者契約法のもとでも基本的には無効とはされていないが、事業者側の（代表者又は従業員の）故意・重過失による責任については一部であっても免除・制限は消費者契約法第8条により無効とされている。

なお、身体的な被害については、消費者契約法の成立前から責任制限の効力が非常に限定的に解釈されてきた¹。消費者契約法10条に消費者の利益を一方的に害する条項の無効が定められていることは、このような人身損害の制限に対する裁判所の厳しい姿勢を支持する方向に作用すると予想される。よって、人身被害については全面的な免責が認められないことはもちろん、責任を一部制限するような条項であっても無効とされる可能性があるだろう。

消費者に対する過大な損害賠償額の予定の無効

消費者契約法9条1項は、消費者との契約につき、契約解除（キャンセル）に対して「同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」キャンセル料を規定したとしても、当該平均的な損害額を超える部分についての約定は無効であると規定している。したがって、消費者からのキャンセル料から利益を得ることは、これによって禁止されることになる。東京地裁平成14年3月25日判決（金融・商事判例1152号36頁）は、飲食店の予約取消しについて飲食代金を越えるキャンセル料の合意を無効とし、損害賠償額を飲食代金額の3割に限定する旨を判示した。また、英会話学校等のキャンセルの場合の前払授業料の一部不返還や、入学前に入学を辞退した場合の私立大学の授業料の不返還は、平均的な損害額を超える部分について消費者契約法上無効とされている²。したがって、サイト利用規約にキャンセル料などが規定されていたとしても、当該キャンセル料がキャンセルによってサイト運営者に生じる損害の平均額を超えていれば、超えた部分につき無効となる。

¹ 例えば、東京高判平成元年5月9日（判例時報1308号28頁）は、航空運送についての責任制限自体は是認しつつ、国内旅客運送約款の人身被害600万円までという制限は低額過ぎるとして無効とした。ワルソー条約に見られるように国際的に責任制限が是認されてきた航空運送についても、人身被害の責任制限が相当厳しく解釈されている以上、基本的には人身被害についての責任制限はできないと考える方が妥当であろう。

² 消費者契約法施行後の事案では、授業料の不返還特約についてはいずれの判決でも無効とされている。（大阪地判平成15年10月6日、東京地判平成15年10月23日、京都地判平成15年11月27日など）

また、同9条2項は、消費者に対する遅延利息の上限を年率14.6%に制限している。

その他消費者の利益を一方的に害する条項の無効

消費者契約法10条は、民法、商法その他の任意法規(契約により適用を排除できる法規)に比して、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、消費者の利益を一方的に害するものは無効とする旨を定めている。これにより無効とされる可能性がある条項としては、以下のようなものが挙げられる。

-) 民法570条の瑕疵担保責任に基づく解除や債務不履行による契約解除などの法律上認められる解除権を消費者につき制限する条項や事業者側の契約解除権を拡大する条項
-) 事業者側にだけ仲裁人の選定権のある仲裁条項
-) 一般の取引慣行に照らして黙示の意思表示とまでは言えない消費者の一定の作為・不作為につき、意思表示を擬制する条項(例えば、一定期間に返答がなければ同意とみなすネガティブ・オプションなど)
-) 消費者の証明責任を加重し、又は事業者の証明責任を軽減する条項
-) 消費者の法令上の権利の行使期間を制限する条項

普通取引約款に対する内容規制

サイト利用規約は、運送約款や保険約款のような普通取引約款の一つに分類される。普通取引約款については、判例は伝統的に、不当な約款内容を公序良俗違反等により無効とするなど、約款に対する内容規制を及ぼしてきた。したがって、サイト利用規約中の不当条項についても、同じように無効判断がなされうる。

なお、この判例による約款の内容規制は、消費者契約法10条の「民法、商法その他の任意法規(契約により適用を排除できる法規)に比して、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、消費者の利益を一方的に害するものは無効とする」旨の規定と重なり合うものである。

3.2 なりすましを生じた場合の認証機関の責任

【論点】

電子署名の認証機関による本人確認が不十分なため、なりすましが生じた場合、認証機関は証明書を信頼して損害を受けた者に対してどのような責任を負うか。

(例) 本人確認が不十分なまま、電子署名の認証機関が名義人(本人)になりすました第三者に電子証明書を発行した。証明書を受け取った取引の相手方が第三者を本人と信じたものの、本人との間で取引の効果が認められない結果、損害を受けた場合、認証機関はどのような責任を負うか。

【考え方】

< > 本人確認が不十分な場合

) 原則：不法行為責任

電子署名の認証機関が十分な本人確認をせずに電子証明書を発行し、その後それが利用され、証明書を受け取った相手方がこれを信じたものの、なりすまされた本人(電子署名の名義人)への効果帰属が認められなかったために損害を受けた場合に、認証機関は証明書の受取人に対し、不法行為責任を負う。この場合、受取人側が認証機関の過失(本人確認が不十分であること)について立証責任を負う。

(本人確認が十分であると認められる例)

・ 官公庁が発行し、公印が押され、本人の写真と台紙にかけて割印が刻され、ラミネート加工されている証明書により通常の注意義務を尽くして本人確認を行った場合

・
・

(本人確認が十分であると認められない例)

・ 一見して偽造が疑われる本人証明書類により本人確認を行った場合

・
・

) 例外：契約責任

認証機関と受取人との間に通常は契約関係がないので、認証機関は原則として契約上の責任を負うことはない。

しかし、例えば第三者が証明書を受け取る場合に、認証機関から受取人用の規約(以下「受取人規約」)や認証業務規程(CPS Certification Practice Statement)が示され、受取人がそれらを承認する旨応答する場合などの中には、契約関係の成立を認めることができる場

合もあり得る。契約の成立が認められるためには、条文の見やすさ等の点について少なくとも一般のウェブサイトの利用規約が有効であるために要求されるのと同等の要件を具備している必要があるが（P1「ウェブサイトにおける利用規約の有効性」参照）その他の要件については、議論が分かれている。契約関係が認められた場合、認証機関は受取人規約や CPS を遵守する義務があり、本人確認手続が受取人規約又は CPS の違反とされる場合には、債務不履行責任を負う。この場合、認証機関側が自己の無過失について立証責任を負う。

（契約関係の成立が認められる例）

- ・
- ・
- ・

（契約関係の成立が認められない例）

- ・ 受取人が証明書の有効性を検証する際に、CPS 等への同意が要求されず、CPS 等が単にリポジトリに掲示されているだけの場合。
- ・
- ・

< > 認証機関が定める免責条項の効力

認証機関が CPS や受取人規約で賠償責任額の制限（免責条項）を定めている場合があるが、その効力が問題となる。

）受取人と認証機関との間に契約関係の成立が認められない場合
関係当事者は、免責条項には何ら拘束されない。

）受取人と認証機関との間に契約関係の成立が認められる場合
原則として免責条項に従うことになる。

しかし、認証機関の免責条項については、例えば消費者契約においては、債務不履行や債務の履行に際してなされた不法行為による損害賠償について、全部を免責する条項や一部（認証機関の故意又は重過失による場合に限る。）を免責する条項は無効とされることが考えられる（消費者契約法第 8 条）ほか、個別の事情を考慮して、その有効性が問題とされる場合があるものと解される。

（免責条項が有効となる例）

- ・
- ・

（免責約款が無効となる例）

- ・
- ・

【説明】

1．不法行為責任

電子署名の認証機関が十分な本人確認をせずに電子証明書を発行し、その後それが利用され、相手方がこれを信じたものの、当該電子署名の名義人への効果帰属が認められなかったために損害を受けた場合に、認証機関は当該証明書を信じた者に対し、原則として不法行為責任を負う。

この場合、損害賠償を請求する側が認証機関の過失についての立証責任を負う。

2．契約責任

認証機関と電子証明書を信じた者との間に通常は契約関係はないので、原則として契約上の責任を負うことはないものと考えられる。しかしながら、例えば第三者が証明書を受け取る場合に、認証機関から CPS や受取人規約が示され、第三者が当該 CPS 等を承認する旨応答する場合などの中には、認証機関と電子証明書を信じた者との間に契約関係の成立を認めることができる場合もあり得るのではないかとの議論がある。仮に契約関係の成立を認めることができるならば、認証機関が CPS 等に違反している場合など、債務不履行責任を負う場合もあると解される。

この場合、認証機関の側が自己の無過失についての立証責任を負う。

3．免責条項の有効性

電子商取引における損害額は高額に及ぶ可能性があることから、認証機関の示す受取人規約や CPS 等に認証機関の免責条項を設けることが見受けられる(例:「電子証明書を信頼したことにより、受取人に損害が生じた場合であっても、認証機関の損害賠償額の上限は100万円とする。」)。この点については、前記のとおり、そもそも電子証明書を受け取る者と認証機関との間で、契約関係(免責に関する合意)が成立しているか否かが問題となる。契約関係が成立していなければ免責条項の効力は認められないが¹、これが認められる場合であっても、消費者契約においては、債務不履行や債務の履行に際してなされた不法行為による損害賠償について、全部を免責する条項や一部(認証機関の故意又は重過失による場合に限る。)を免責する条項は無効とされると考えられる(消費者契約法第8条)ほか、個別の事情を考慮して、その有効性が問題とされる場合があるものと解される。

¹ 契約関係が成立しなくとも、CPS 等に記載された免責条項は、認証機関の不法行為責任の範囲に影響する場合があるので、全く無意味というわけではない。

3.3 管轄合意条項の有効性

【論点】

管轄の合意は書面によらなければならないとされている（民事訴訟法第 11 条第 2 項）が、書面によらないオンライン契約における管轄合意条項は有効といえるか。

【考え方】

管轄の合意は書面によらなければならず、オンライン契約の中の管轄合意条項については、効力は認められない。

【説明】

現行法においては、管轄の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面で行わなければならない（民事訴訟法第 11 条第 2 項）ので、オンライン契約における管轄合意条項は、その効力を生じないこととされている。

したがって、管轄合意の対象とされた裁判所に訴訟が提起されても、当該裁判所が法定管轄権をも有していたか、応訴管轄が生じた場合でない限り（民事訴訟法第 12 条参照）管轄権を有することはなく、管轄違いを理由とする移送がされることとなる。

なお、ここでいう管轄の合意は、日本の裁判所の裁判権に服する事件のうち、日本国内のどの裁判所が裁判管轄権を有するか、という問題についてのものである。

現在、管轄の合意を書面のほか、電磁的記録によってもすることを認める旨の民事訴訟法等の一部改正法案が国会に提出されている。

したがって、この改正法の成立・施行後にオンライン契約において管轄の合意がされた場合には、当該合意は有効とされ、当該合意により定められた裁判所が管轄権を有することとなる。

3.4 仲裁合意条項の有効性

【論点】

書面によらないオンライン契約における仲裁合意条項は有効といえるか。

【考え方】

オンライン契約の中の仲裁合意条項については有効となる。

【説明】

注)平成16年3月1日に施行された仲裁法においては、仲裁合意は書面によってなされなければならないが(仲裁法第13条2項)電磁的記録によって仲裁合意がなされた場合も、書面によってなされたものとするという規定が置かれている(同条4項)。

よって、管轄合意と異なり仲裁合意については、オンライン上で、電子メール交換など電磁的記録の残る方式によってなされた合意も有効となる。

なお、消費者契約法で定める消費者契約においてなされる仲裁合意については、消費者に解除権が付与されている。

参照条文

仲裁法第13条2項 仲裁合意は、当事者の全部が署名した文書、当事者が交換した書簡又は電報(ファクシミリ装置その他の隔地者間の通信手段で文字による通信内容の記録が受信者に提供されるものを用いて送信されたものを含む。)その他の書面によってしなければならない。

同法第13条4項 仲裁合意がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)によってされたときは、その仲裁合意は、書面によってされたものとする。

同法附則

第3条2項 消費者は、消費者仲裁合意を解除することができる。(後略)

3.5 インターネット・オークション

インターネット・オークションとは、一般的には、ホームページ上で一定の入札期間を定めて売りに出された商品に対し、落札希望者が希望落札価格を書き込んで入札し、終了期限までに一番高い金額をつけた者が落札する仕組みを使って行う電子商取引を意味する。

このインターネット・オークションは、個々の取引の当事者が事業者（B）か個人（C）かを基準として BtoB 型、BtoC 型、CtoC 型といった分類がなされることがある。出品者及び入落札希望者が共に事業者（B）の場合には、BtoB 型となる。CtoB 型というのは理論的には考えられるが一般的ではない。また、この場合の事業者（B）とは、出品者又は入落札者が事業者であるということであり、インターネット・オークションのシステムを提供している仲介事業者（以下「オークション事業者」という。）を指すものではない。

オークション事業者の個々の取引への関与形態は多様であり、個々の取引に全く関与しない場合と、特定の売主の推奨広告をしたり、代行出品などで自ら売主となって取引に実質的に関与する場合など、様々な類型が考えられる。購入希望者の入札行為により落札価格が変動する場合にも、落札価格が上昇する場合と下落する場合（逆オークション）がある。

更に、オークション事業者の中には、取引価格が購入希望者の入札行為により変動するインターネット・オークションの仲介と、固定価格での販売の仲介を、同一サイト内で共に行うものが見受けられる。取り扱うアイテムに関してもブランド品等特定のアイテムに限定するサービスと特に限定しないサービスがある。

このようにインターネット・オークションと称される電子商取引のビジネスモデルは多様な形態を包含しており、法律問題も各形態により異なる。

3.6 オークション事業者の利用者に対する責任

【論点】

インターネット・オークション利用者（出品者・落札者）間で、商品未着、代金未払い等のトラブルが生じた場合、オークション事業者が損害を受けた者に対して責任を負うことがあるか。

また、上記以外の場合に、オークション事業者は利用者に対しいかなる責任を負うのか。

【考え方】

オークション事業者が、単に個人間の売買仲介システムを提供するだけであり、個々の取引に直接関与しない場合は、原則として利用者間の取引に起因するトラブルにつき責任を負わない。

例外的に、出品物について、警察本部長等から競りの中止の命令を受けたにもかかわらず、オークション事業者が当該出品物に係る競りを中止しなかったため、落札者が盗品等を購入し、盗品等の所有者から返還請求を受けた場合などについて、損害賠償義務を負う可能性がある。

オークション事業者が、オークション・システムを利用した個人間取引に、単なる仲介システムの提供を越えて実質的に関与する場合は、その役割に応じて責任を負う可能性がある。

【説明】

1. 問題の所在

前記（本準則第 1、2(2)）記載のとおり、インターネット・オークションには様々な類型があり、それぞれの類型ごとに利用者間の個々の取引へのオークション事業者の関与の程度が異なる。一般論としては、オークション事業者の個々の取引への実質的関与の度合いが高いほど、利用者間取引に関するトラブルにつきオークション事業者が責任を負う可能性が高くなるといえる。それでは具体的にはどのような類型の場合にオークション事業者は責任を負う可能性が高いのであろうか。

また、オークション事業者は、利用規約においてオークション利用当事者間の売買に関して一切関与しない旨定めていることが多いが、利用規約による責任制限はどのように機能するのであろうか。

利用当事者間の取引に関するトラブル以外にも、例えばシステムの維持・管理等に関するオークション事業者の責任等も問題となりうる。

2. オークション事業者と利用者との法的関係

インターネット・オークションにおけるオークション事業者と利用者間の法律関係は、原則として利用規約に従う。かかる契約は、インターネット・オークションにおいては、通常、利用者としてオンライン登録する際に、確認の上同意クリックをする形で締結される（利用規約の効力に関しては別掲〔8ページ以降〕参照）。また利用者は、インターネット・オークションにおける個々の取引行為（出品行為、入札・落札行為等）の都度、システム上利用規約に同意クリックを要求されることが多い。

このような契約が締結されると、利用者とオークション事業者間の法律関係は、原則としてかかる利用規約に支配される。かかる利用規約には、オークション事業者が責任を負う場合、負わない場合が明記されていることが多い。

ただし、利用者が消費者の場合、消費者契約法の適用がある。消費者契約法が適用になると、オークション事業者が自己の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項（消費者契約法第8条第1項第1号）や事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものを除く。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項（同項第2号）等は無効となる。例えば、オークション事業者が下記4.に記載しているように利用者間の取引行為に実質的に関与している場合に、取引行為に関する責任を全部免責する条項は、消費者契約法第8条により無効とされる可能性がある。以下では、利用規約の規定を捨象して、個々の取引類型のみに基づきオークション事業者の責任を分類する。

3. オークション事業者が、単に個人間の売買仲介システムを提供するだけであり、個々の取引に直接関与しない場合の事業者の責任

前記のとおり、インターネット・オークションには様々な類型がある。このうち、オークション事業者は単に個人間の売買仲介のシステムのみを提供しインターネット・オークション取引に直接関与しない形態のインターネット・オークションにおいては、一般論としては、売買は出品者と落札者（場合によってはその他の入札者も含む）の自己責任で行われ、オークション事業者は責任を負わないと解される。すなわち、インターネット・オークションにあつては、BtoC型、BtoB型、CtoC型いずれであっても、オークション事業者はシステムを提供する形で取引の仲介をする役割を果たすが、実際の売買行為の当事者となるわけではない。このような場合、一般にインターネット・オークション事業者は、単にインターネット・オークション（固定価格取引を含む）の場やシステムの提供者にすぎず、個別の取引の成立に直接関与するわけではない。したがって原則として利用者間の取引に起因するトラブルにつき責任を負わないものと解される（利用規約においても、オークション利用当事者間の売買契約に関してオークション事業者は一切関与せず、したがって責任を負わない旨規定していることが多い）。

ただし、オークション事業者は売買情報が仲介されるインフラシステムを提供していることから、一定の場合にはオークション事業者に責任を認める余地がある。すなわち、オ

オークション事業者は、取引の「場」を提供している以上、法律上の性質論としてはいろいろありうるが、いずれにせよ一定の注意義務を認めることが可能と考える。例えば、出品物について、警察本部長等から競りの中止の命令を受けたにもかかわらず、オークション事業者が当該出品物に係る競りを中止しなかったため、落札者が盗品等を購入し、盗品等の所有者から返還請求を受けた場合などにおいて、当該オークション事業者は、当該落札者等に対して、注意義務違反による損害賠償義務を負う可能性があるとして解される。

4. オークション事業者がオークション・システムを利用した個人間取引に実質的に関与する場合の事業者の責任

オークション事業者が単に個人間取引の仲介システムの提供に徹し、個々の取引に実質的に関与しない類型では、一般に事業者には個々の取引に起因する責任が生じないことは上述のとおりである。しかしながら、実際のインターネット・オークションビジネスでは、オークション事業者は、様々な場面で単なるシステム提供者を越えた役割を果たしている場合もある。このような場合のインターネット・オークション事業者の責任は、役割に応じて個別具体的に検討する必要がある。以下幾つか典型的な場合につき論じる。

(1) オークション事業者が利用者の出品行為を積極的に手伝い、これに伴う出品手数料又は落札報酬を出品者から受領する場合

例えばブランド品の出品等に関し、オークション事業者が利用者から電話で申込みを受け、当該ブランド品をオークション事業者宛てに送付してもらい、オークション事業者が利用者名で出品行為を代行し、出品に伴う手数料や落札に伴う報酬を受領する場合には、オークション事業者は出品代行者であり、単なる場の提供者ではない。オークション事業者は、出品物を手にして偽ブランド品かどうか確認できる立場にあり、その上で出品者の出品行為を代行したのであるから、利用規約の規定如何にかかわらずトラブルの際、買主に対して責任を負う可能性がある。このような場合、依頼を受けて出品代行する商品が古物営業法上の「古物」に該当する場合には、オークション事業者は同法の規制を受ける可能性がある（詳細については、別項「インターネット・オークションと古物営業法」参照）。

(2) 特定の売主を何らかの形で推奨する場合

オークション事業者が、特定の売主を推奨したり、特定の売主の販売行為を促進したり、特定の出品物を推奨した場合には、その推奨・促進の態様如何によっては、オークション事業者は利用者間の取引に起因するトラブルにつき責任を負う可能性がある。例えば、単に一定の料金を徴収してウェブサイト内で宣伝することを越えて、特定の売主の特集ページを設け、インタビューを掲載するなどして積極的に紹介し、その売主の出品物のうち、特定の出品物を「掘り出し物」とか「激安推奨品」等としてフィーチャー

するような場合には、売買トラブルが発生した際、オークション事業者も責任を負う可能性がないとは限らない。

(3) オークション事業者自体が売主となる場合

イベント性ある特別なインターネット・オークションなどにおいて、オークション事業者以外の者が供出した出品物につき、オークション事業者自体がシステム上は売主として表示されているが、実際の売上金（計算）は直ちに出品物提供者に帰属する場合があります。このような場合には、オークション事業者は原則として売主としての責任を負う。

5 . システムの維持・管理等に関する責任等、利用者間のトラブル以外の問題に関するオークション事業者の責任

インターネット・オークションは、手数料を徴収するものが多いが、有料、無料にかかわらず、オークション事業者と利用者（出品者・入札者等）の間には、オークション事業者が提供するインターネット・オークションのシステムを利用することに関して契約関係が成立しているものと解される。インターネット・オークションの場合、事業者の提供するシステムを利用しない限り、利用者は出品や入札等の利用行為ができないからである。したがって、オークション事業者は、個人間の情報交換のインフラであるインターネット・オークションのシステムの機能を維持・管理する義務を負うものと解される。

3.7 オークション利用者（出品者・落札者）間の法的関係

【論点】

オークション利用者（出品者・落札者）は、相互にどのような法的関係にあるか。売買にあたり出品物と出品情報に何らかの食い違いがあったり、出品者と落札者の商品に対する認識に食い違いがあったような場合に、落札者（又は出品者）は契約を反古にしたり、内容変更を主張したりできるか。

【考え方】

<1> 売買契約をなかつたことにできる場合

売主と買主との「売ります - 買います」という意思表示に重要な食い違いある場合、表意者に食い違いにつき重大な過失がない限り、表意者は契約の無効を主張できる。また詐欺又は強迫により意思表示した場合に契約を取り消せる。更に債務不履行があったり、商品に隠れた欠陥があった場合等には契約を解除しうる。

<2> 買主が落札商品を他の商品と交換してもらうことができる場合

市場に流通している商品で引き渡した商品に欠陥がある場合等で、買主は欠陥のない商品との交換を主張できる。

<3> 買主が売主に対し、何らかの金銭賠償を求めることができる場合

売買の目的物に欠陥があった場合、契約上の義務の不履行があった場合等には、相当な範囲の損害の賠償を請求できる。

【説明】

1. 問題の所在

インターネット・オークションにより商品が落札された場合、出品者と落札者は、落札を契機として売買契約を締結することになる。オークション利用者間の法律関係は、かかる売買契約により規律される。すなわち、売買契約に基づき、売主（出品者）は売主としての契約上の債務（主として出品条件に即した商品の引渡義務）を履行する義務を負い、買主（落札者）は買主としての契約上の債務（主として落札条件に従った代金支払義務）を履行する義務を負うと解される。一般には出品者も落札者も、落札時の条件に基づいて取引をする意思を有していることが多いと考えられる。仮に、落札時点で契約が成立して

いないと考えられる場合、その後の交渉内容如何により契約内容が決定されるため、当事者は落札時の条件には必ずしも拘束されないことになる。

しかし、インターネット・オークションを用いた取引であっても、当事者間の法的関係については従来の取引と何ら変わるところはないのであって、一般の売買契約の原則がそのまま適用される。すなわち、いったん成立した契約でも、当事者の認識と売買の実態に食い違いがあった場合等一定の場合には、その契約をなかったことにしたり、他の商品と交換してもらったり、損害を賠償してもらったりすることがありうる。どのような場合にこれらの主張ができるのか、以下、一般の売買契約の原則に沿って検討する。

2. 売買契約をなかったことにできる場合

インターネット・オークションを通じて成立した売買契約をなかったことにできる場合には、主として、契約が無効であったと主張する場合、契約は有効に成立したが契約の取消しを主張する場合、及び、契約は有効に成立したが解除を主張する場合等がある。売買契約が最初からなかったことになった場合には、買主は、既に支払済みの売買代金の返還を請求できるし、売主は、引き渡した商品の返還を請求できる。

以下、各場合につき説明する。

(1) 契約の無効を主張できる場合

契約が成立するには売主と買主の間の「売ります - 買います」という意思表示がなされ、それらが原則として合致していることが必要である。表示された意思と表意者が真に意図した内容の重要な部分に食い違いがあった場合（これを法律上「要素の錯誤」という。）には、当事者は原則として契約が無効であったと主張できる（民法 95 条本文）。重要な食い違いとは、一般に、食い違い（錯誤）が意思表示の内容に関するもので、かつ、通常人の判断を基準として、もしその錯誤がなければ表意者は（売ります、買いますといった）意思表示をしなかったであろうと認められる場合をいう。何が重要な部分の食い違いかは、一概にはいえない。例えば、商品の年式に食い違いがあった場合、特定の年式のものであることがとりわけ重要で、その年式でなければ入落札しなかった場合には、買主は重要な部分に食い違いがあると主張できるが、年式にこのような重要な意味がない場合もありうる。

ただし、このような錯誤による意思表示をするにあたり、表意者に重大な過失があった場合には、表意者は錯誤による契約の無効を主張できない。何が重大な過失かも一概にはいえないが、一般には、表意者の身分、行為の種類・目的等に応じ普通にしなければならぬ注意を著しく欠く場合をいう。

(2) 売買契約を取り消せる場合

前述のように、売買契約が成立し、売主がその商品の引渡し義務を負い、買主が代金

支払い義務を負うのは、売ります - 買います、という意思表示が合致している（重要な点に食い違いがない）場合である。しかし、意思表示に食い違いがない場合であっても、このような意思表示が強迫されるなど無理やりなされた場合であったり、詐欺によってだまされてなされた場合には、取り消すことができる。前者の例としては、個人情報インターネット上に公開すると強迫されやむなく同意したとき、後者の例としては、売主が買主を欺罔するために、故意に異なる商品情報を掲載したときがあげられる。また、未成年者によりなされた売買は、一般に法定代理人（親権者など）の同意がなければ、取り消すことができる。ただし、例えば文房具を買うために親が与えたお金で文房具を買う場合など、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産については、未成年者は目的の範囲内で処分できる。また、例えばお小遣いのように目的を定めずに処分を許した財産も、未成年者が法定代理人の同意を得ずに処分できることがある。このような場合には、法定代理人の同意のない売買でも取り消すことができない。

(3) 売買契約を解除できる場合

前記(1)、(2)に該当しない場合でも、当事者は契約を解除して消滅させることができることがある。例えば買主が解除できる場合としては、売主による債務不履行があった場合、中古品を購入したところ隠れた欠陥（法律上「瑕疵」という。）があった場合、契約条件（出品条件など）に一定の場合に解除できると規定されている場合、当事者が合意した場合等がある。契約が解除されると、契約当事者は契約がなかった状態を回復する義務を負う。既に商品の引渡しを受けている当事者は商品返還義務を、既に代金の支払を受けている当事者は代金返還義務を、それぞれ負う。

売主による債務不履行があった場合

売主と買主が商品説明に従った商品の売買契約を締結している場合において、例えば商品説明に記載された内容と異なる商品が送られてきた場合で、買主は商品説明に従った商品の引渡しを主張できる。なぜなら、売買契約により、売主に、商品説明に従った商品の引渡し義務が生じているからである。一般に、商品説明と異なる内容の商品が送られてきた場合には、説明内容に従った商品を引き渡すという売主の義務が履行されていないとして、買主は債務不履行による契約解除を主張できる。このように、売主又は買主が契約内容を履行しない場合には、相手方当事者は売買契約を解除できる。

購入した特定の物に隠れた欠陥があった場合

前記のように、出品物が容易に代替品を市場で調達できる不特定物の場合には、売主は表示に従った欠陥のない商品の引渡し義務があり、買主は欠陥のない商品の引渡しを請求できる。これに対して、市場から代替品を調達できないか、又はできるとし

ても、当事者はその商品の個性に着目して取引した場合、すなわち特定物の場合には、売主は欠陥のある商品をそのまま引き渡しても引渡義務を履行したことになり、代替品を調達して引き渡す義務はない。例えば売主が個人の場合で「お歳暮としてもらった未開封品であり現品限り」と表示して未使用品を出品するなど、売主が現品のみを売りに出していることを買主が容易に認識できる場合には、たとえ市場から代替品を調達することが物理的に可能であっても、それはものの個性に着目した取引であり、売主は代替品を調達して引き渡す義務を負わない。この場合、買主は、目的物の欠陥（瑕疵）により売買契約の目的が達せられない場合において、売買締結時に瑕疵について買主が知らなかったのであれば、契約解除（や損害賠償）の請求ができる（これを法律上「瑕疵担保責任」という（民法570条））。判例は、不特定物売買でも瑕疵のあることが受領後に発見された場合については瑕疵担保責任を認めている（最判昭36・12・15）。

契約条件（出品条件など）に一定の場合に解除できると規定されている場合

あらかじめ利用規約で解除条件が指定されていたり、商品説明等で「気に入らなければキャンセル可」等と記載されている場合等、一定の条件で解除をあらかじめ認められた売買契約がある。この場合には、解除の条件を満たす限り、当事者は契約を解除できる。

合意解除

更に、当事者が事後的に解除に合意した場合には、契約を解除できる。

3．他の商品と交換してもらえる場合

出品物の個性に着目した取引ではなく、代替品を市場で調達することができる不特定物の場合には、売主は表示に従った欠陥のない商品の引渡義務があり、買主は売主に対し、商品表示に従った欠陥のない商品を引き渡すよう請求できる。引き渡された商品が商品表示に従っていなければ、買主は商品表示に従った商品と交換するよう売主に請求できる。

4．修理をしてもらえる場合

出品物が容易に代替品を市場で調達できる不特定物の場合には、売主は表示に従った欠陥のない商品の引渡義務があり、買主は売主に対し、欠陥のない商品表示に従った商品を引き渡すよう請求できる。引き渡された商品が商品表示に従っていなければ、買主は商品表示に従った商品と交換するよう売主に請求できるが、同時に受領した商品を修理するよう主張することもできる（これを法律上「完全履行請求」という。）。

5 . 損害を賠償してもらえる場合

出品物が容易に代替品を市場で調達できない特定物の場合には、売主は欠陥のある商品をそのまま引き渡しても引渡義務を履行したことになる。この場合、契約を解除することができなくても損害賠償を請求できる（瑕疵担保責任、民法 570 条）。判例は、瑕疵担保責任は、原則として特定物売買の場合に限るとするが、不特定物売買でも瑕疵のあることが受領後に発見された場合については瑕疵担保責任を認めている（最判昭 36・12・15）。

また、特定物・不特定物を問わず、契約上の義務（商品引渡義務、代金支払義務等）の不履行があり、それにより損害を被った場合には、相当な範囲で損害賠償請求できる。

3.8 インターネット・オークションにおける売買契約の成立時期

【論点】

インターネット・オークションにおいて、売買契約の成立時期はいつか。

【考え方】

インターネット・オークションには様々な種類があることから、インターネット・オークションの取引の過程のどの段階で契約が成立するかは、一概には断定できない。個々の取引の性質を考慮して当事者の合理的解釈により判断される。

（落札時に契約が成立すると解される例）

出品者が出品時の商品説明は売却条件で相手方を問わず落札者に売却することを前提に出品し、落札者がかかる出品条件に従って落札価格で購入することを前提に落札している場合、すなわち出品者及び落札者が落札時の取引条件に拘束されることを前提にインターネット・オークション取引をしている場合。

（落札時には契約が成立しないと解される例）

出品者及び落札者が、出品者によるインターネット・オークション上での商品説明を単なる広告・宣伝であると認識し、落札時の諸条件（落札価格、商品説明等）に拘束されず、インターネット・オークション終了後に取引条件を自由に交渉できることを前提に取引している場合。

【説明】

1. 問題の所在

インターネット・オークションにより商品が落札された場合、出品者と落札者は、売買契約を締結することになる。オークション利用者間の法律関係は、かかる売買契約により規律される。すなわち、売買契約に基づき、売主（出品者）は売主としての契約上の債務（主として出品条件に即した商品の引渡義務）を履行する義務を負い、買主（落札者）は買主としての契約上の債務（主として落札条件に従った代金支払義務）を履行する義務を負うと解される。

一方、オークションサイトの利用規約は、それぞれのビジネスモデルに応じて、例えば、落札は優先交渉権の取得であって売買契約成立ではない、落札により契約締結の義務が発生する、契約締結に向けて信義誠実の原則に従って行動する責務がある、などと多種多様に定められており一様でない。他方、トラブルの未然防止という観点からは、送料等の契約内容については出品情報中で明らかにしておくことが望ましいが、現状ではそうでない

場合も多い。

そこで、契約が取引のどの段階で成立するかが問題となる。落札時点で契約が成立する場合には、出品者は、出品情報に掲載した商品の引渡義務、落札者は、入札した金額の支払義務を負うと考えられる。他方、仮にオークション・システムが-例えば「売ります・買います掲示板」のように-単に売買に関する情報を掲示する情報仲介機能を有するだけである場合であれば、落札時点では契約が成立しておらず、落札後の当事者間の交渉如何により、落札時点での条件に拘束されずに契約が成立することになりうる。すなわち契約成立時期の問題は、売買契約の当事者間にいかなる権利義務が発生するか、錯誤無効をいかなる意思表示を対象として判断すべきか等の問題と密接に関連する。果たして当事者は落札時の諸条件に拘束されるべきであろうか。

また、利用規約に契約成立時期が規定されている場合、当事者間での契約成立時期は、利用規約のこのような規定に支配されるであろうか。

2. インターネット・オークションにおける契約の成立時期

売買契約は、売主と買主の申込みと承諾の意思表示が合致した時点で成立する。どの時点で合致があるのかは、当事者間の合理的解釈により判断される。インターネット・オークションには様々な形態があり、一概には断定できないが、当事者の意思が入札期間の終了時点（オークション終了時点）での条件に拘束されることを前提に取引に参加していると認められるときには、入札期間の終了時点で出品者の提示していた落札条件を満たす落札者との間で売買契約が成立したと評価できることができる。

なお、売買契約の成立時期につき、オークション事業者が利用規約内で特に成立時期を指定していることがある。例えば、売買契約はオークション終了時点では成立せず、その後の出品者及び落札者間の交渉により成立すると指定することがある。この場合、落札後のどの時点で契約が成立するかについては利用規約では明記されていないことが多い。一般に契約成立時期の判断はこのような利用規約の指定に拘束されるものではなく、何が売買契約を構成する申込みと承諾の各行為の合致なのかを合理的に判断して決定されるべきものである。したがって、利用規約において契約成立時期がオークション終了時点より後の時点と規定されていても、必ずしもかかる利用規約に拘束されるものではない。ただし、利用規約の契約成立時期の指定は、通常、利用者の効果意思に影響を及ぼすものと考えられるので、当事者の意思の解釈に当たっては考慮される。その結果、利用者がオークション終了時点をもって契約成立とする意思をもっていないと判断される場合には、オークション終了時点をもって契約が成立していないと解釈されることになる。

3.9 「ノークレーム・ノーリターン」特約の効力

【論点】

インターネット・オークションその他個人間取引において、売主が出品アイテムに関し、「ノークレーム・ノーリターンをお願いします。」等と記載されており、買主はこれに同意の上入札・落札することがある。このような場合に、落札者や購入者は、商品につきクレームや返品をすることが可能か。

【考え方】

「ノークレーム・ノーリターン」と表示されている場合であっても、このような特約が常に有効ではなく、信義則に照らして判断される。

(「ノークレーム・ノーリターン」特約が効力を有すると思われる例)

・「ジャンク品につきノークレーム・ノーリターンをお願いします。」とある場合、正常に動作しないということを理由とする責任を免れることができる可能性がある。

(「ノークレーム・ノーリターン」特約が効力を有しないと思われる例)

・出品者自ら知っていたキズや汚れ等につき十分に説明していなかった場合には、このような特約は有効ではなく、担保責任を免れることができない。
・単に「ノークレーム・ノーリターンをお願いします。」と表記されているのみで、商品等の説明が不十分であるために取引の重要な事項につき錯誤がある場合には、錯誤無効の主張が認められる可能性がある。

【説明】

「ノークレーム・ノーリターン」とは、インターネット・オークションに出品された商品の説明欄等で、出品者が「『ノークレーム・ノーリターン』をお願いします。」等と記載している場合をいう。このような記載に同意の上入札・落札した者は、出品者に対し、一切クレームやリターン（解除、返品等）できないのかが問題となる。特に、商品の説明欄に記載された商品説明と実際の商品が異なっていた場合、商品欄の説明と実際の商品に食い違いはなかったが記載のない事情で買主が知っていれば入札しなかったと考えられる事情があった場合等において、買主は売主に対し、契約の無効、取消しを主張できるであろうか。

売主が出品物につき「ノークレーム・ノーリターン」表示を行った場合、一般に、「商品に関して一切のクレームを受け付けず、返品も受け付けない」ということに合意する者のみ入札に応じる旨の売主の意思表示があったと解される。これは売主の担保責任を免除する特約と考えられる（民法572条）。担保責任が免除されるとは、落札物に隠れたる瑕疵があった

場合等の売主（出品者）の責任が免除されることを意味する。具体例としては、「ジャンク品につきノークレーム・ノーリターンでお願いします。」とか、「何分中古で年数がたっておりますのでノークレーム・ノーリターンでお願いします。」といったものがよく見受けられる。単に「ノークレーム・ノーリターンでお願いします。」とのみ表記されていることもある。このような特約を定めること自体は原則有効である。

ただし、当事者間の特約によって信義に反する行為を正当化することは許されず、したがって、出品者が出品物の全部又は一部が他人に属すること、数量が不足していること、出品物に瑕疵（例えば商品説明には記載されていなかったキズや汚れなど）があること等を自ら知っているにもかかわらず、これを入札者・落札者に告げないで取引した場合にまで、売主に免責を認めるものではない。このような事実がある場合には、たとえ「ノークレーム・ノーリターン」表示がされていても、瑕疵担保責任又は錯誤（場合によっては詐欺）等に基づき契約解除、損害賠償等を請求できる可能性がある。

3.10 インターネット・オークションと特定商取引法

【論点】

インターネット・オークションを通じて、個人が商品を販売する場合についても、特定商取引法第 11 条（必要的広告表示事項の表示）・第 12 条（誇大広告の禁止）の規定は適用されるか。

【考え方】

特定商取引法上の「指定商品」等を販売する事業者には、必要的広告表示事項の表示（同法第 11 条）及び誇大広告の禁止（第 12 条）の義務が課せられている。インターネット・オークションを通じて販売を行っている場合であっても、営利の意思を持って反復継続して販売を行う場合は法人・個人を問わず事業者に該当し、特定商取引法の規制対象となる。

【説明】

インターネット上で申込みを受けて行う取引は、オークションも含めて特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）上の通信販売に該当する。したがって、インターネット・オークションを通じて「指定商品」（特定商取引法第 2 条第 4 項、特定商取引に関する法律施行令別表第 1）等を販売する事業者には、特定商取引法上の必要的広告表示事項の表示（第 11 条）及び誇大広告の禁止（第 12 条）の義務が課せられており、違反した場合は行政処分や罰則の適用を受ける。なお、営利の意思を持って反復継続して販売を行う場合は、法人・個人を問わず事業者に該当し、特定商取引法の規制対象となる。

この場合、「反復継続」はインターネット・オークションのみならず現実の場における取引等も含めて総合的に考慮して判断される。例えば、個人事業者が現実の場における事業で取り扱う商品を、単発的にインターネット・オークションを利用して出品する場合は、事業者による取引に当たるが、他方、個人が私的に趣味で収集した品を処分する目的で出品する場合などは、多数であっても、事業者による取引に当たらないことがある。

また、「営利の意思」の有無については客観的に判断される。例えば、同一の商品を 1 か月に 100 個出品するといった場合は、一般に、事業者による取引と考えられる。（注 1）

なお、インターネット・オークションは、これまで消費者でしかなかった個人が容易に販売者になることができるというシステムであるが、個人であっても「事業者」に該当する場合は、特定商取引法の規制対象となることに注意が必要である。

（注 1）事業者の意義は、個々の法律ごとに異なることに留意する必要がある。

例えば、電子契約法第 2 条第 2 項の「事業者」や商標法第 2 条第 1 項第 1 号の「業として」については、営利目的の有無を問わず同種の行為を反復継続して行っている場合が該当する。

（注 2）特定商取引法第 11 条 1 号では、商品の対価を表示することとされているが、イン

ターネット・オークションについては、出品時には価格が決定されていない。この点については、売買契約の成立に至るまでに一定の明確なルールに基づいて価格の確定がなされるという仕組みになっている場合には、その価格の定められる仕組みが明示されていれば表示義務をみたすと考えられる。

3.11 インターネット・オークションと電子契約法

【論点】

インターネット・オークションにおける出品者と落札者との間の売買契約について、電子契約法第3条（電子消費者契約に関する錯誤無効の特例）は適用されるか。

【考え方】

現在、一般に多く行われている CtoC オークションにおいては、原則として電子契約法第3条の適用はないものと解される。

【説明】

消費者がウェブ画面を通じて事業者が画面上に表示する手続に従って当該事業者との契約の申込みを行う際、意図しない申込みや意図と異なる内容の申込みを行った場合は、事業者が消費者に対して申込みを行う意思や申込みの内容について確認を求める措置を講じた場合及び消費者自らが申込みを行う意思や申込みの内容についての確認の機会が不要である旨の意思を表明した場合を除き、民法第95条ただし書の規定は適用されず、消費者は、意図しない契約の申込みや意図と異なる申込みの意思表示を無効とすることができる（電子契約法第3条）。

同条の対象となる電子消費者契約は、消費者と事業者との間で締結されるいわゆる BtoC 取引である。これは、同法が電子商取引における消費者と事業者との立場の違いに着目して制定されたものだからである。

現在、多く行われている CtoC オークションにおいては、取引当事者（出品者・落札者）は対等な立場にあり、出品者と落札者との間の売買契約については、原則として同条の適用はないものと解される。

3.12 インターネット・オークションと古物営業法

【論点】

インターネット・オークション事業者は、オークション運営に当たり、古物商又は古物市場主としての許可を受けることが必要か。

【考え方】

インターネット・オークション事業者は、自ら又は委託を受けて古物を売買・交換する営業を営んだり、古物商間の売買・交換のための市場を営したりしない限り、古物商又は古物市場主の許可を受ける必要はない。

【説明】

1. 古物商・古物市場主の許可の要否

古物営業法は、「古物を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業であって、古物を売却すること又は自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行うもの以外のもの」(第2条第2項第1号)を営む者及び「古物市場(古物商間の古物の売買又は交換のための市場をいう。)を営む者」(同項第2号)を営む者について、については、古物商として営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会、については、古物市場主として古物市場の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならないものとしている(第2条第3項・第4項、第3条)。

インターネット・オークション事業者は、自ら又は委託を受けて古物を売買・交換する営業を営んだり、古物商間の売買・交換のための市場を営んだりしない限り、前記の「古物商」又は「古物市場主」の許可を受ける必要はないものと解される。すなわち、インターネット・オークションにおいてオークション事業者自身が取引の当事者とはならない場合には、「古物商」や「古物市場主」に該当しないものと解される。

なお、インターネット・オークションに参加して古物の売買等の営業を行う者は、「古物商」の許可を受けなければならないことは当然である。

2. 改正古物営業法の概要

インターネット・オークションに係る盗品の売買防止等のための規定を整備する「古物営業法の一部を改正する法律」(平成14年法律第115号)が、平成15年9月1日に施行された。

同法は、古物の売買をしようとする者のあつせんを競りの方法(政令で定める電子情報処理組織を使用する競りの方法その他の政令で定めるものに限る。)により行う営業(古物

市場を経営する営業を除く。)を「古物競りあっせん業」とし(第2条第2項第3号)これに一定の規制を行うこととしている。「古物競りあっせん業」としてインターネット・オークションが定められている(改正古物営業法施行令第3条)(注1)

同法の概要は次のとおりである。

古物競りあっせん業を営む者は、公安委員会に届出書を提出しなければならない(第10条の2第1項)。

古物競りあっせん業者は、あっせんの相手方が売却しようとする古物について、盗品等の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならない(第21条の3)。

古物競りあっせん業者は、古物の売却をしようとする者からのあっせんの申込みを受けようとするときは、その相手方の真偽を確認するための措置をとるよう努めるとともに、古物の売買をしようとする者のあっせんを行ったときは、その記録の作成及び保存に努めなければならない(第21条の2、第21条の4)。

古物競りあっせん業者は、その業務の実施の方法が、国家公安委員会が定める盗品等の売買の防止及び速やかな発見に資する方法の基準に適合することについて、公安委員会の認定を受けることができ、認定を受けた古物競りあっせん業者は、認定を受けている旨の表示をすることができる。この場合を除くほか、何人も、当該表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない(第21条の5第1項ないし第3項)。

古物競りあっせん業(日本国内に在る者をあっせんの相手方とするものに限る。)を外国において営む者についても、の古物競りあっせん業者と同様とする(第21条の6)。

古物競りあっせん業者のあっせんの相手方が売却しようとする古物について、盗品等であると疑うに足りる相当な理由がある場合においては、警視總監若しくは道府県警察本部長又は警察署長は、当該古物競りあっせん業者に対し、当該古物に係る競りを中止することを命ずることができる(第21条の7)。

警察本部長等は、必要があると認めるときは、古物競りあっせん業者から盗品等に関し、必要な報告を求めることができる(第22条第3項)。

(注1)改正古物営業法第2条第2項第3号の「競りの方法」は、古物の売買をしようとする者の使用に係る電子計算機と、その者から送信された古物に関する事項及びその買受けの申出に係る金額を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供して競りを行う機能を有する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する競りの方法とされる(改正古物営業法施行令第3条)。

3.13 ベンダーが負うプログラムの担保責任

【論点】

プログラムにいわゆる「バグ」があったため、動作上の不具合が発生したときに、ベンダーはユーザーに対していかなる責任を負うのか。

(例) ライセンス契約においてプログラムの担保期間(例: 引渡しから××日以内)が設定されていることがあるが、期間経過後に瑕疵に該当するバグを発見したとき、ベンダーの責任を問うことは可能か。

【考え方】

< > 責任を問えるバグ(瑕疵に該当するバグ)とはどのようなものか

) 取引の通念に照らし合理的に期待される通常有すべき機能・品質をプログラムが有していない場合であって、かつ) 通常予見可能な使用環境・使用方法の範囲内で動作上の不具合が発生した場合、そのプログラムのバグは瑕疵に該当するものと解され、ベンダーの責任を問うことができる。

) 取引の通念に照らし合理的に期待される通常有すべき機能・品質を有していない場合

(該当すると思われる例)

- ・プログラムが全く動かない場合
- ・
- ・

(該当しないと思われる例)

- ・ワープロソフトで罫線と網掛けと回転と2倍角を組み合わせようとしたが、意図した結果とならなかったような場合
- ・
- ・

) 通常予見可能な使用環境・使用方法の範囲内で発生した場合

(該当しないと思われる例)

- ・外箱において明示された動作環境を満たさない使用環境下で発生した不具合
- ・プログラムコードにユーザーが手を加えた結果発生した不具合
- ・特定の使用環境でのみ発生する不具合

< > バグが瑕疵に該当する場合、ベンダーに対してどのような責任を問えるか

ユーザーはベンダーに対して、損害賠償請求、瑕疵修補請求、契約解除などが可能となる。ただし、プログラムという財の特殊性から、ベンダーが速やかに瑕疵修補・代物の提供を申し出ており、ユーザーが承諾しさえすれば直ちに当該瑕疵修補・代物提供を受けうる状態になっているような場合に、これを拒否して損害賠償責任を問うことは信義則上認められない。

< > 瑕疵に該当するバグについてベンダーの責任を問える期間

ライセンス契約中に瑕疵に該当するバグについて、ベンダーの担保責任期間を短くする特約がある場合、その効力が問題となる。

) ユーザーが消費者である場合

消費者契約法第 10 条においては、消費者に対して著しく不利益となる条項は無効と規定されており、例えば瑕疵に該当するバグについて、ベンダーの担保責任期間を著しく短くする条項等は無効と解される可能性がある。

(消費者契約法に違反するとして無効と解される可能性がある例)

・プログラムの担保責任期間を著しく短期間とする条項

・

・

なお、無効となった場合や特約がない場合は民法等の考え方が適用され、瑕疵担保責任が適用となる場合では、ア) 瑕疵に該当するバグを発見したときから 1 年、債務不履行責任が適用となる場合では、イ) 引渡しを受けたときから 5 年のいずれかでベンダーに対して責任を問うことが可能となる。(瑕疵担保責任(民法第 570 条(売買の場合)、第 634 条(請負の場合))が問われる場合は瑕疵を発見したときから 1 年(売買の場合、民法第 566 条)又は引渡しを受けたときから 1 年(請負の場合、民法第 637 条)、債務不履行責任(民法第 415 条等)が問われる場合は債務不履行の時から 10 年(民法第 167 条第 1 項)であるが、通常はベンダーは事業者であるので商法の規定が適用され引渡しから 5 年(商法第 522 条)となる。)

) ユーザーが消費者でない場合

消費者契約法は適用されないので、原則として、特約に従う。特約がない場合は、民法等の考え方が適用され、瑕疵担保責任が適用となる場合では、ア) 引渡しを受けたときから 6 か月又は 1 年、債務不履行責任が適用となる場合では、イ) 債務不履行の時から 5 年のいずれかでベンダーに対して責任を問うことが可能となる。(瑕疵担保責任(民法第 570 条(売買の場合)、第 634 条(請負の場合))が問われる場合は、瑕疵を発見したときから 1 年(売買の場合、民法第 566 条)又は引渡しを受けたときから 1 年(請負の場合、民法第 637 条)であるが、事業者間の売買については商法の規定が適用され引渡しから 6 ヶ月(商法第 526 条)となる。)

(公序良俗に違反するなどとして特約が無効と解される可能性がある例)

- ・
- ・
- ・

【説明】

1 . 問題の所在

情報財の中でもプログラムについては、プログラム上の誤り(以下「バグ」という。)により、コンピュータの情報処理動作が通常の意図と異なる動作をするような不具合が発生する場合があります、そのためユーザーがプログラムを十分に使用できないという問題が生じることがある。

この問題に対しては、

- ア) 瑕疵担保責任(民法第 570 条(売買の場合)...瑕疵を知ってから 1 年請求可能、民法第 634 条(請負の場合)...引渡しを受けてから 1 年請求可能)
- イ) 債務不履行責任(民法第 415 条(債務不履行による損害賠償、完全履行請求)、民法第 541 条(債務の履行遅滞による解除)、民法第 543 条(債務の履行不能による解除)...債務不履行の時から(解除に基づく原状回復請求の時は解除のときから)原則 10 年請求可能。)

のいずれかの規定の適用が問題となる。¹

そこで、これらの適用において、i) a)プログラムのバグについて、どのような場合にベンダーが責任を負うこととなり、b)その場合に、ベンダーが責任を負うべき期間はどうか、が問題となる。また、ii)ライセンス契約中のこれらの責任を免責する特約は有効なのか、も問題となる。

2 . プログラムの瑕疵

(1) プログラムの瑕疵の有無を判断する際の考慮要素

目的物たるプログラムが、取引の通念に照らし合理的に期待される通常有すべき機能・品質を有していない場合は、原則として、瑕疵に該当すると判断される。

具体的には、まず、プログラムの動作は、プログラムの使用環境に依存するため、通常プログラムの動作環境があらかじめ明示されていることが多いが、この場合において、ユーザーの使用環境が明示された動作環境の範囲外のときに発生したプログラムの不具

¹ 製造物責任法に基づく責任は、「製造物」すなわち「製造又は加工された動産」を対象とするものであるから、原則としてプログラムは対象とならない。ただし、プログラムをインストールしたパソコン等の製品(動産)を販売するなどの場合において、プログラムの瑕疵が当該製品(動産)の欠陥となっている場合には、当該製品(動産)の製造業者等は、製造物責任法に基づく責任を負う場合がある。

合は、瑕疵に当たらないものと解される。

また、ユーザーは、通常、プログラムのマニュアル、ヘルプ機能等によって、当該プログラムの使用方法を合理的に判断することができる。したがって、通常予見し得る使用方法の範囲外で発生した不具合（例えば、プログラムコードにユーザーが手を加えた結果発生した不具合）についても、瑕疵に当たらないものと解される。

さらにいわゆるプログラムのバグ一般が瑕疵に該当するわけではなく、ユーザーの使用に差し支えない程度の微細なバグはそもそも瑕疵とまではいえない（ベンダーの責任は問われない）と解される。また、微細でないバグであっても、ユーザーが簡単にパッチを入手してバグを修正することができるようになっていれば、当該バグがあることをもって、プログラムに瑕疵ありと評価すべきでないとの考え方もありうる。裁判例の中にも、プログラムにはバグが存在することがあり得るものであるから、不具合発生指摘を受けた後、遅滞なく補修を終え、又はユーザーと協議の上相当な代替措置を講じたときは、当該バグの存在をもってプログラムの欠陥（瑕疵）と評価することはできない、とするもの（東京地裁平成9年2月18日判決・判例タイムズ964号172頁）がある。

(2) ベンダーの責任の内容

i) 民法の条文の適用

ユーザーから対価を受け取りながら、瑕疵のあるプログラムを提供した場合は、その責任はベンダーに帰することとなり、民法上の責任としては、ア)瑕疵担保責任（民法第570条（売買の場合）、第634条（請負の場合））又はイ)債務不履行責任（民法第415条）のいずれかが問われることになる。

ア) 瑕疵担保責任等が適用される場合

ユーザーはベンダーに対して、a)契約解除、b)損害賠償、c)瑕疵修補請求のいずれかを請求することが考えられる。

しかしながら、a)については「契約ヲ為シタル目的ヲ達スルコト能ハザル場合」に適用が限られているところ（民法第570条の準用する第566条（売買の場合）、第635条（請負の場合））、プログラムは修補することによって、本来の機能、すなわち契約の目的を果たすことが可能となるため、ユーザーがプログラムの修補又は代物の提供を請求し、これに対して遅滞なくプログラムの修補又は代物の提供がなされた場合は、「契約の目的が達せられた場合」に該当し、解除することはできないと解される。また、b)についても、容易に修補可能というプログラムの財としての特殊性を考慮すれば、前述したようにベンダーが速やかに自己にとって負担の少ない修補又は代物の提供を申し出ており、ユーザーが承諾しさえすれば直ちに当該瑕疵修補・代物提供を受けうる状態になっている時に、これを拒否して損害賠償を求めることは信義則上許されない。

イ) 債務不履行責任が適用される場合

契約の目的たるプログラムの機能が発揮されていないという瑕疵がある場合は、

ベンダーの債務不履行に当たると判断されることとなる。したがって、ユーザーはベンダーに対して、a)契約解除、b)損害賠償、c)完全履行のいずれかを求めることが考えられる。

a) 契約解除

民法第 541 条又は第 543 条においては、相当の期間を定めて履行を催告し、その期間内に履行されなかった場合、又は履行が不能となったときに契約を解除することができる。したがって、ベンダーに対し、相当の期間を定めて履行を催告し、これに対してベンダーからその期間内にプログラムの修補又は代物の提供がなされた場合は、契約を解除することはできないと解される。

b) 損害賠償

民法第 415 条に基づき、債務の本旨たる履行ができない場合は損害賠償を請求することができ、履行が遅滞した場合にも、ユーザーに損害があれば損害賠償を請求することができる。ただし、容易に修補可能というプログラムの財としての特殊性を考慮すれば、前述のようにベンダーが速やかに自己にとって負担の少ない修補又は代物の提供を申し出ており、ユーザーが承諾しさえすれば直ちに当該瑕疵修補・代物提供を受けうる状態になっている時に、これを拒否して損害賠償を求めることは信義則上許されない。

c) 完全履行

民法第 415 条から、修補請求又は代物請求が可能と解される。

3. ベンダーの担保責任等が問われる期間

ライセンス契約において特段の合意がない場合、次のとおり。

瑕疵担保責任を問うことのできる期間は、ユーザーが瑕疵を知ったときから 1 年（売買の場合、民法第 570 条、第 566 条）又は、引渡しを受けたときから 1 年（請負の場合、民法第 637 条）である。ただし、ベンダーとユーザーの双方が事業者である売買の場合は、商法第 526 条の規定が適用され、引渡しを受けたときから 6 か月である。

また、債務不履行責任は、債務不履行の時から 10 年で時効により消滅する（民法第 167 条第 1 項）。ただし、通常、ベンダーは事業者であるため、商法第 522 条により 5 年で時効により消滅する。なお、解除に基づく損害賠償請求権については、解除のときから、10 年（原則）ないし 5 年（商事債務の場合）で時効により消滅する。

なお、商品の流通期間が非常に短い財であるプログラムについて、このような期間が適切か否かについては、別途検討が必要ではないかと考えられる。

4. ライセンス契約中に瑕疵担保責任又は債務不履行責任に関する免責特約がある場合の扱い

(1) ユーザーが消費者である場合

ライセンス契約に、ベンダーの瑕疵担保責任又は債務不履行責任を免責する特約が置

かれることがあるが、消費者契約の場合、下記のような特約については、消費者契約法第8条第1項第1号、第2号、第5号又は第10条に該当し、無効と解される可能性がある。

事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
事業者の故意又は重過失による債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項

目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項（ただし、このような条項も同時に当該契約において、当該契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに当該事業者が瑕疵のないものをもってこれに代える責任又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合（同法第8条第2項第1号）や、当該事業者と一定の関係にある他の事業者が責任を負うこととされている場合（同法第8条第2項第2号）には、無効とならない消費者の利益を一方的に害する条項

例えば、バグに対して一切責任を負わないという条項や、バグに関する修補はすべて有償とする条項は、消費者契約法第8条により無効と解される可能性があり、また、ベンダーのプログラムの担保責任期間をプログラムの特性等から判断される合理的な期間に比して不当に短くする条項も、消費者契約法第10条により無効と解される可能性がある。

(2) ユーザーが消費者でない場合

一方、ユーザーが消費者でない場合は、消費者契約法は適用されないため、原則として、特約に従うこととなる。

3.14 eラーニングにおける法的責任

【論点】

ネットワークを利用した遠隔教育によって、学校の授業・社員研修を行ったり、遠隔教育サービスのベンダーが授業・研修を有償で学校や会社に提供する場合、学校やサービスベンダーは、著作権や個人情報保護についてどのような法的責任を負うか。

【考え方】

(1) 著作権についての責任

eラーニングにおいて、他人の著作物を利用する場合には、原則として権利者の許諾を得る必要がある。

ただし、営利を目的としない学校等の教育機関の授業の過程における著作物の使用であって一定の要件を満たす場合については、権利者の許諾なしに、遠隔地にいる生徒に対してインターネット等のネットワークを利用して当該著作物を送信して学習させることができる。このような無許諾の公衆送信が認められるためには、公表済みの著作物であること、実際の授業（主会場）の生中継を別の場所（副会場）で同時に聴講する形態であること、当該教育機関で授業を受ける者に限定した送信であること等が必要である。

また、ネットワークを利用して行う試験にも、一定の要件を満たす場合には、試験問題として著作物を権利者の許諾なく公衆送信することができる。このような無許諾の公衆送信が認められるためには、公表済みの著作物であること、試験の目的上必要な限度内であることが必要であり、営利目的の場合には権利者に補償金を支払う義務を負う。

このように、eラーニングに関連する他人の著作物の利用には、あくまでも許諾を得るのが原則であるが、法の規定する一定の場面においては、許諾なくできる。ただし、その際には、法の定める上記のような要件を満たす必要がある。（eラーニングについて主に想定されるのは、授業の同時中継と試験問題としての公衆送信が考えられる。授業の同時中継に伴う教材の公衆送信と試験問題の公衆送信に関する例外規定は、平成15年の法改正によって採用されたが、営利目的でeラーニング事業を行うものにとっては、同改正法の利用場面は限られていることに注意を要する。すなわち、授業の同時中継に伴う教材の公衆送信については、営利目的で行う場合はそもそも認められておらず、原則どおり権利者の許諾が必要である。また、試験問題の公衆送信は改正法により一応適法になしうるものの、権利者に補償金を支払う義務が発生する。）

（許諾を受けない教材の公衆送信が適法となる場合）

・学校の授業において、主会場である教室で配布するプリント（他人の著作物）を遠隔地の副会場にしながら当該授業の同時中継を聴講中の生徒が閲覧可能なように送信する場合

(許諾を受けない教材の公衆送信が違法となる場合)

- ・学校において、学年主任が夏休みの課題図書(他人の著作物)をPDFファイル化して、全年の生徒が閲覧可能なようにウェブサーバにアップロードする場合。
- ・会社において、社員研修で配布するプリント(他人の著作物)を遠隔地にいながら当該研修の同時中継を聴講中の社員が閲覧可能なようにウェブサーバにアップロードする場合(プリントのコピー・配布の許諾を得ていたとしても違法)
- ・学校の授業において、教室で配布するプリント(他人の著作物)を欠席中の生徒が後に閲覧可能なように送信する場合(プリントのコピー・配布の許諾を得ていたとしても違法)

(許諾を受けない試験問題の公衆送信が適法となる場合)

- ・eラーニングベンダーがウェブサイトに公表済みの著作物を試験問題として掲載し、ID・パスワードを入力した受験生に対して送信する場合

(許諾を受けない試験問題の公衆送信が違法となる場合)

- ・eラーニングベンダーがウェブサイトに未公表の著作物を試験問題として掲載し、ID・パスワードを入力した受験生に対して送信する場合

(2) 個人情報についての責任

eラーニングにおいて、個人の成績等の情報を当該個人が特定できる形で(統計資料のような形ではなく)保有する場合には、当該情報を漏洩した学校・eラーニングベンダーは、情報の主体である個人に対して、契約責任・不法行為責任を負う。また、一定の数量の個人情報をデータベース化して保有する学校・eラーニングベンダーは、個人情報保護法の義務規定の適用を受ける。

【説明】

(1) eラーニングにおける他人の著作物の利用

教育におけるインターネットの利用

従来より、教育現場においては、他人の著作物が教材として利用されることが多かった。小説・新聞記事などのテキストや写真・絵画などの画像は、伝統的な教材として使用されてきた。ネットワークを利用した遠隔教育、すなわちeラーニングにおいては、教材がデジタル化・マルチメディアコンテンツ化した結果として、プログラマーやナレーション、さらには音楽などが加わって、他人の著作物利用の範囲が一層拡大している。

他人の著作物の利用については、権利者から利用許諾を得るのが原則であるが、著作権法は、教育における他人の著作物利用の意義にかんがみて、従来からいくつかの例外を認めている。平成15年改正法は、教育におけるインターネット利用の増大に着目し、例外の

範囲を拡大した¹。

授業の同時中継に伴う教材等の公衆送信

平成 15 年改正で新設された著作権法第 35 条第 2 項²は、以下の要件の下に授業の中継に伴う無許諾の公衆送信（自動公衆送信においては送信可能化を含む。以下同じ。）を認めている。

- ） 営利を目的としない教育機関であること
- ） 当該教育機関で授業を受ける者のみに対する送信であること
- ） 主会場で現在進行中の授業を副会場で同時に受講する者への送信であること
- ） 主会場での教材として配布等されていること
- ） 既に公表された著作物であること
- ） 著作物の種類や用途、送信の形態などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと

そもそも、非営利の教育機関である学校や公民館のみが主体とされており、営利目的を有する民間の e ラーニングベンダーは対象となっていない。e ラーニングベンダーが授業の中継を行う際には、権利者から公衆送信の許諾を得ておく必要がある。リアルな教室で配布する許諾を得ただけでは公衆送信まではカバーされない。

また、同時中継のみが本例外規定の対象であり、後に閲覧可能なようにウェブサーバに保存する場合には、権利者の許諾が必要である。

試験問題としての公衆送信

平成 15 年改正を経た著作権法第 36 条³は、以下の要件の下に試験問題として利用する場合の無許諾の公衆送信を認めている。

- ） 営利目的の場合は、権利者に補償金を支払うこと

¹ 平成 15 年改正法の施行期日は平成 16 年 1 月 1 日である。

² 「公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物とその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」

³ 「1 項：公表された著作物については、入学試験その他の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、または公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。次項において同じ。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。2 項：営利を目的として前項の複製又は公衆送信を行う者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。」

- ）試験の目的上必要な限度であること
- ）既に公表された著作物であること
- ）著作物の種類や用途、送信の形態などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと

試験問題として利用する場合には、営利目的を有する民間のeラーニングベンダーも無許諾公衆送信を利用することができる。ただし、その結果として補償金の支払い義務を負うことになる。また、受験料を徴収して行う模擬試験は、営利目的の典型例であり、補償金の支払義務が生じる。

(2) eラーニングにおける個人情報保護

民法に基づく義務

学校、予備校、eラーニングサービスベンダーの多くは、生徒の成績・学習履歴・アンケート結果等の個人情報を保有するのが通常である。これらの個人情報を漏洩したような場合には、当該情報の主体に対し、契約責任（民法 415 条）又は不法行為責任（民法 709 条）を負う場合がある。

個人情報保護法に基づく義務⁴

私立学校⁵、予備校、eラーニングサービスベンダーのうち、5000 件程度以上の個人情報をデータベース化して利用しているものは、個人情報取扱事業者として個人情報保護法の義務規定の適用を受け、以下のような義務（主要なものを抜粋）を負う^{6,7}。

- ）利用目的の明確化
 - 利用目的による制限利用目的をできる限り特定しなければならない（第 15 条）。
 - 利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない（第 16 条）。
- ）適正な取得、取得に際しての利用目的の通知
 - 偽りその他不正の手段により取得してはならない（第 17 条）。
 - 取得したときは利用目的を通知又は公表しなければならない（第 18 条）。

⁴ ここで述べる義務規定の部分の施行期日は、平成 17 年 4 月 1 日である。

⁵ 個人情報保護法の対象となるのは、私立学校だけである。国立学校であれば、行政機関個人情報保護法の適用を受け、独立行政法人化した大学であれば、独立行政法人等個人情報保護法の適用を受ける、県立中学・市立高校等であれば、所在地の個人情報保護条例の適用を受ける。

⁶ 義務規定に違反があった場合、主務大臣は、個人の権利利益保護のため必要がある場合には、勧告を行うことができ、この勧告に従わない場合や緊急の必要がある場合には、命令を出すことができる（第 34 条）。命令に従わない場合には、罰則が適用される（第 56 条）。

⁷ 個人情報の取扱いの詳細については、電子商取引推進協議会（ECOM）作成の「民間部門における電子商取引に係る個人情報の保護に関するガイドライン（Ver2.0 版）」を参照されたい。

（http://www.ecom.or.jp/privacy_gl/ECOMGuideline2.pdf）

- 利用目的を本人の知りうる状態に置かなければならない(第24条)。
-) データ内容の正確性の確保
正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない(第19条)
 -) 安全管理措置、従業者・委託先の監督
安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない(第20条)。
従業者・委託先に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない(第21条、第22条)。
 -) 第三者提供の制限
本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない(第23条)。
 -) 本人の求めによる開示、訂正、利用停止等
本人の求めに応じて保有個人データを開示しなければならない(第25条)。
本人の求めに応じ、訂正・利用停止等を行わなければならない(第26条、第27条)。
 -) 苦情の処理
苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない(第31条)。

4. 終わりに

冒頭で触れたように今年度は「準則」改訂版の草稿づくりをターゲットとして作業を行ってきた。そのために執筆をお願いした弁護士の4氏には昨年7月の初顔合わせ以来早い段階から準備をすすめていただき、テーマの抽出から、関係事業者等へのヒアリング、草案の執筆とその練り上げ、等に今日まで多大の時間を割いていただいた。本業である弁護士業務の遂行に多大の支障を与えたのではないかと心苦しい限りである。また全体を監修していただいた一橋大学大学院松本恒雄教授にも年度末の多忙な時期を中心に貴重な時間を捻出していただき随時有益な助言とご示唆を賜った。あらためて改訂案をご執筆いただいた弁護士の4氏、および松本恒雄教授に厚く感謝申し上げます次第である。

今回取りまとめた改訂内容は現在経済産業省ホームページにてパブリック・コメントを募集している段階にあり程なく公表を迎える予定である。総仕上げならびに来年度以降について引き続き関係各位のご支援ご協力をお願いするものである。

全てのECビジネス事業者は「栄光」と「奈落」の境界線上を歩んでいる。

急増するインターネット・ユーザの増加、ブロードバンドの普及を追い風にネットを駆使したビジネスモデルでひとたび成功を収めれば大きな名声と利益を手に入れることができる。しかしながらこのビジネスは一つ間違えば、いやほんの僅か手を抜いただけで取り返しのつかない、とてつもないリスクを内包している。今回の作業期間中にも事業者側の価格誤表示によるいくつかのトラブルや大量個人情報漏洩事故を目の当たりにしたが、その思いのほか大きな経営上のダメージを考えると、ビジネス当事者の心中を察するに余りある。今やECビジネスにとって法律知識とコンプライアンスはどれほど多くを備えたとしても十分とはいえないほど重要性は高まっている（しかもこの重要性は将来とも決して低くなることはない）。

法曹人口の拡大、ADR（裁判外紛争処理システム）の強化等さまざまな司法改革が緒についているがECビジネスの世界はそれを待ってはくれない。まさに今行政と法曹界、EC事業者と消費者（=EC現場）が率直に意見を取り交わし機を失うことなく手を打っていく時期にきている。一段と大きな輪の中で関係者のご尽力と協調を切望する次第である。

4.1 準則ドラフト執筆タスクフォース・メンバ

(敬称略)

(監修者)

一橋大学大学院	教授	松本恒雄
---------	----	------

(執筆者)

服部法律事務所	弁護士	稲益みつこ
辻巻総合法律事務所	弁護士	辻巻健太
オリック東京法律事務所	弁護士	土井悦生
英知法律事務所	弁護士	森 亮二

(事務局)

経済産業省 商務情報政策局	情報経済課	課長補佐	鳥丸忠彦
電子商取引推進協議会	主席研究員		江口正裕
電子商取引推進協議会	主席研究員		沢田登志子

4.2 平成 15 年度法的問題 SWG 委員名簿（敬称略）

委員	木村 清	アコム(株)	経営戦略部 課長
委員	上田 英雅	NTT コミュニケーション(株)	経営企画部 渉外担当 課長代理
委員	恒松 直幸	(株)NTT データ	技術開発本部 システム科学研究 所副所長
委員	高橋 義暁	沖電気工業(株)	法務・知的財産部
委員	長谷川 亮	(株)リエントコーポレーション	e ビジネス企画部
委員	保倉 豊	グローバルフロンティア(株)	代表取締役社長
委員	赤木 宏至	(株)セントラルファイナンス	営業開発部 e-ビジネス推進室 係長
委員	藤原 康明	電気事業連合会	情報通信部 副部長
委員	藤井 孝司	トヨタ自動車(株)	法務部東京・国内・渉外 G グループ長
委員	伊藤 仁吾	(株)東芝	知的財産部デジタル著作権担当
委員	今井 優子	(株)東芝	法務部法務第二担当
委員	祝 壮吉	東京電力(株)	システム企画部 部長
委員	大槻 陸夫	東京電力(株)	総務部文書グループ 課長
委員	大島美穂子	日本電気(株)	法務部担当
委員	友村 真也	日本電気(株)	BIGLOBE カスタマーソリューション本部担当
委員	内布 光	(株)日立情報システムズ	法務部部長
委員	武井 亮一	東日本電信電話(株)	法人営業本部ビジネスインテグレーション営業部
委員	遠山 昇	富士通(株)	法務部法務企画部
委員	井上富久弥	富士電機(株)	IT 推進室
委員	平野 高志	マイクロソフト(株)	法務本部 本部長
委員	中嶋乃扶子	松下電器産業(株)	法務本部 法務 G IT・著作権チーム
委員	奥邨 弘司	松下電器産業(株)	法務本部 法務グループ IT・著作権 チームリーダー
委員	佐伯 正夫	三菱電機インフォメーションシステムズ(株)	インターネットセキュリティセンター副センター長
委員	宮崎 一哉	三菱電機(株)	情報技術総合研究所 情報セキュリティ 技術部チームリーダー
委員	浅沼 省吾	ECOM（個人情報保護）	主席研究員
委員	沢田登志子	ECOM（ADR）	主席研究員
委員	加瀬 幸江	ECOM（普及広報）	主席研究員

有識者	松本 恒雄	一橋大学 大学院	法学研究科 教授
有識者	森田 宏樹	東京大学 大学院	法学政治学研究科 教授
有識者	吉田 一雄	清和大学	法学部 助教授
有識者	上野 達弘	成城大学	法学部 専任講師
有識者	辻巻 健太	辻巻総合法律事務所	弁護士
有識者	森 亮二	英知法律事務所	弁護士
有識者	稲益みつこ	服部法律事務所	弁護士
有識者	服部 成太	服部法律事務所	弁護士
有識者	土井 悦生	オリック東京法律事務所	弁護士
有識者	長見萬里野	(財)日本消費者協会	参与
経済産業省	吉川 徹志	商務情報政策局	情報経済課課長補佐
経済産業省	鳥丸 忠彦	商務情報政策局	情報経済課課長補佐
経済産業省	坂本 聡生	商務情報政策局	情報経済課権利保護係長
経済産業省	小池 明	商務情報政策局	情報経済課
経済産業省	三村 和也	商務情報政策局	情報経済課
事務局	江口 正裕	ECOM (法的問題)	主席研究員

禁 無 断 転 載

ECの普及・高度化に関する調査研究
「電子商取引等に関する準則」改訂検討報告書
平成16年3月発行

発行所 財団法人 日本情報処理開発協会
電子商取引推進センター
東京都港区芝公園3丁目5番8号
機械振興会館3階

TEL：03（3436）7500

印刷所 新高速印刷株式会社
東京都港区新橋5丁目8番4号
TEL：03-3437-6365

ISBN4-89078-615-5 C2032